

長期的な健康管理*の論点

—東電福島第一原発で緊急作業に従事する労働者—

1 長期的な健康管理のあり方について

- (1) 長期的な健康管理を行う期間は、どのように想定されるか。
- (2) 長期的な健康管理として、緊急作業における被ばく線量に応じ、どのような措置（健康診断、健康相談等）を実施すべきか。

2 データベースについて

- (1) データベースで管理する事項として、どのような事項が適切と考えられるか（氏名、生年月日、事業場名、被ばく線量、緊急作業の内容、健康診断結果等）。
- (2) 緊急作業従事者が、自分自身の健康情報を参照することができるようにするためには、どのような仕組みが適切か。
- (3) 個人情報及びプライバシーの保護との関係はどのように考えるべきか。

3 その他

- (1) 離職後を含めた長期的な健康管理を着実に実施するためには、どのような枠組み（実施主体、手帳等）が必要か。
- (2) 疫学研究等におけるデータの活用について、どのような措置が必要か。

* 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（平成23年5月17日原子力災害対策本部）では、「緊急作業に従事した全ての作業員の、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行う。」こととされている。